

メディカル・スクール・シンドローム に関する法的救済

—Washburn判決を中心として—

高 倉 良 一

目 次

はじめに
Washburn事件の概要
Washburn判決
判決の意義と限界
まとめにかえて

はじめに

アメリカでは、配偶者の一方が、他方を大学や専門学校に入学させ、他方配偶者が学業に従事している間の生活の全般を支えるということは、ありふれた現象であるといわれている。⁽¹⁾ 最近のアメリカでは、18歳以上の子供の教育費を負担する親は減少する傾向にあり、その結果、大学教育を受けようとする者は、その資金を自力で調達しなければならないと指摘されているが、⁽²⁾ 夫婦で協力して進学するケースが多いのである。この場合、進学するのは夫であり、生活を支えるために働くのは、妻であるケースが、その大半を占めている。夫は学業に専念するために定職に就いていない者が多く、⁽³⁾ 学費や生活費は、妻の献身的な労働に依存している。妻は、大学や専門学校で、夫が医師免許や法曹資格を取得し、将来、裕福な生活を送る日の来ることを期待して、身を粉にして働くのである。

メディカル・スクール・シンドロームとは、⁽⁴⁾ このようなアメリカの現状を背景として生じた問題である。医学校で学業に従事している間は、妻に生活の面倒を見てもらっていた夫が、医師免許を取得するやいなや、妻と離婚すると

いう現象が、その典型とされる。⁵⁾ 婚姻が解消される結果、夫の教育の成果を享受しようとする妻の期待は、裏切られてしまうのである。生活を支えるために大学を中退する等、自分の将来を犠牲にして、⁶⁾ 夫の援助をしてきた妻に対して、どのような法的救済を与えるか、これがメディカル・スクール・シンドロームと総称される問題である。

近年、アメリカでは、大多数の州で、離婚給付に関する法が改正され、婚姻中に形成された財産を分配あるいは分割する法制が採用されているが、⁷⁾ メディカル・スクール・シンドロームの当事者は、婚姻中に形成されたとみなされる財産がほとんどない場合が多い。このような夫婦は、その収入を、学費と日々の生活費に費やしているのが通例である。⁸⁾ そこで、生活を支えるために働いた配偶者は、学業に従事した配偶者の学位や資格は財産であるとして、その分配あるいは分割を訴訟で請求するのである。⁹⁾

本稿では、ワシントン州の最高裁判所の Washburn 判決を素材として、¹⁰⁾ 夫の学位取得に向けられた妻の貢献に対して、どのような補償がなされるべきかを検討してみたい。¹¹⁾

- (1) Moore, *Should a Professional Degree be Considered a Marital Asset Upon Divorce?*, 15 AKRON L. REV. 543, 543 (1982); Note, *Domestic Relations: Consideration of Enhanced Earning Capacity of Recently Educated Spouse in Divorce Settlements*, 27 SUFF. U. L. REV. 901, 901 (1983)
- (2) W. Weyrauch & S. Katz, *AMERICAN FAMILY LAW IN TRANSITION* 88 (1983)
- (3) 教育を受けている期間は、学生である配偶者は、他方の配偶者を扶養するための経済的な寄与を最小限度しか行わないのが、一般的であると指摘されている。Note, *supra* note 1, at 901
- (4) メディカル・スクール・シンドロームを採り上げたわが国の文献としては、フランク・E・A・サンダー＝伊藤研祐訳「アメリカにおける離婚の経済的側面」家裁月報34巻11号6頁(1982年)、石川稔「アメリカの離婚制度とその実情」法律のひろば38巻2号39頁(1985年)、米倉明「離婚の比較法的研究—アメリカ—」比較法研究47号61頁(1985年)
- (5) このような事例は、最近では、医師免許だけに限らず、法曹資格等の他の

- 職業でも問題となっている。Freed & Walker, *Family Law in the Fifty States: An Overview*, 18 F. L. Q. 369, 411 (1985)
- (6) Loed & McCann, *Dilemma v. Paradox: Valuation of an Advanced Degree Upon Dissolution of a Marriage*, 66 MARQ. L. REV. 495, 496 (1983)
- (7) 離婚給付の改正の実態については、石原善幸「アメリカにおける離婚時の財産分割—最近の動向を中心として—」松山商大論集26巻5.6号(1976年)125頁以下, 同「アメリカにおけるアリモニーと有責性について」松山商大論集27巻5号(1976年)125頁以下, 同「アメリカにおける最近の離婚給付動向—制定法を中心として—」松山商大論集37巻2号(1986年)129頁, フランク・E・A・サンダー=伊藤研祐訳・前掲1頁以下, 石川稔・前掲38頁以下, 米倉明・前掲61頁以下を参照
- (8) Herring, *Divisibility of Advanced Degrees in Equitable Distribution States*, 19 J. MAR. L. REV. 1, 2 (1985)
- (9) Note, *supra* note 1, at 902
- (10) Washburn v. Washburn, 677 P. 2d 152 (Wash. 1984)
- (11) ワシントン州の法定夫婦財産制では、婚姻中に、夫婦が取得した財産は共有財産とみなされるが、婚姻解消時には、当事者間ですべての財産を衡平に分配する法制を採用している (WASH. REV. CODE. ANN. § 26. 09. 080 (1979))。ワシントン州の法定夫婦財産制に関しては、Cross, *The Community Property Law in Washington*, 61 WASH. L. REV. 13 (1986)

事件の概要

Washburn判決は、*In re Marriage of Washburn*⁽¹⁾と*In re Marriage of Gillette*⁽²⁾の2つが併合審理されたものである。それぞれの事件の概要は、次の通りである。

(1) Washburnケースの概要

本件の当事者は、1971年に婚姻した。当時、二人はアイダホ大学の学生であった。彼らは、1973年に大学を卒業し、二人とも就職した。1974年の秋に、夫が、ワシントン州立大学の獣医学部に入学するために、彼らはワシントン州に引っ越した。1974年の秋から、1978年2月までの間、夫は学業に従事するとともに、パートタイムで働いた。この間、妻は、フルタイムの労働に従事した。⁽³⁾その後、夫が病院で実習訓練を受けるために、夫婦はケンタッキー州に移動した。夫は、1978年の6月に学位を取得した。

夫が、大学卒業後、インターンとして勤務するために、夫婦はミンガン州に引っ越した。その地でも妻は、子供の生まれる1979年の3月まで、フルタイムの労働に従事した。1979年6月、夫婦は、ワシントン州に戻り、夫は獣医として開業した。ところが、彼らは、1981年1月に別居し、6月に離婚訴訟を提起した。⁽⁴⁾

夫婦は別居中、彼らの居住用住宅を売却し、その価額を平等に分割していたため、予審裁判所は、残存する共有財産の分配を命じた。しかし、妻の扶助料の請求は否定した。また、夫の学位は財産とみなすべきであるとの妻の主張も否定し、夫の教育に対する妻の寄与の補償を認めなかった。⁽⁵⁾そこで、妻は、夫の学位は財産とみなすべきであると上訴した。

(2) Gilletteケースの概要

本件の当事者は、1968年に婚姻した。1970年に、彼らは農場を購入したが、農場の経営には失敗した。その後、夫が獣医学の学位を取得するために大学に進学するということで、夫婦の合意が形成された。学位を取得することで夫の所得能力が増加した時には、夫婦で平等にその利益を享受することを期待し、妻は夫の進学に同意したのである。また、夫は、妻に対して、彼が学業に従事している間扶養してくれるならば、卒業後は、再び働かなくてもよいという約束をしていた。⁽⁶⁾

夫は、1978年に、イースタン・オレゴン州立大学で生物学の学士号を取得した。その後、ワシントン州立大学獣医学部に入学した。夫が学業に従事してい

る間、妻はフルタイムの労働に従事し、彼女の収入は二人の生活費に充当された。彼女は、夫と一緒にワシントン州立大学のある地に住めるように、職場での転勤を伴う昇進を辞退した。⁽⁷⁾この間、夫はパートタイムで働いていた。

夫婦は、1981年の10月に別居した。夫は、1982年に、獣医学の学位を取得した。そして、1983年の3月に離婚訴訟が提起された。⁽⁸⁾

予審裁判所は、夫婦の共有財産の分配を命じた。そして、学位および学位取得がもたらす所得能力の増加のいずれも、分割の対象となる財産であるということを否定したが、妻に対して、衡平法に基づく償還として、\$19000を与える判決を下した。また、年間\$1の扶助料の支払いを、夫に命じた。⁽⁹⁾

夫は、償還と扶助料の支払いを不服として上訴し、妻は、学位の取得によって増加した所得能力は財産として分配すべきであるとして上訴した。

(1) 677 P. 2d 152 (Wash. 1984)

(2) *Id.*

(3) *Id.* at 154

(4) *Id.*

(5) *Id.*

(6) *Id.*

(7) *Id.*

(8) *Id.*

(9) *Id.* at 155

Washburn 判決

学位が財産に該当するかどうかという問題は、「極めて抽象的な問題」であるとして、ワシントン州の最高裁判所は言及を避けた。⁽¹⁾しかし、一方の配偶者が、他方の配偶者が専門家としての訓練を受ける学校に通学する間、将来の経済的な見返りを期待して扶養していたとするならば、生計を支えていた配偶者は、補償を受ける権利が与えられると裁判所は述べた。その理由として、「専門的な学位は、その保持者に高額の所得をもたらす潜在的な可能性を授与する。学生である配偶者は、彼が学位を取得する時に援助してくれた配偶者に対し

て、全く補償することなく、このような価値ある利益を持ち逃げしてはならない。」としている。⁽²⁾

ただし、同裁判所は、不当利得に基づく償還請求という救済方法を採用することについては、有責性に関する証拠の提出をもたらすことになるとして、拒絶した。⁽³⁾

そして、財産分配または扶助料の授与によって、教育に関する妻の寄与に対する補償をしなければならないとした。このような補償に扶助料を活用する理由として、「多くの場合、婚姻中に獲得された財産は学位取得費用に向けられて費やされており、分配できる財産は皆無に近い。当事者の財産が補償をする上で不十分な時には、扶助料の支給が適当である。生計を維持した配偶者は、自活能力があると認められるが、このことによって、扶助料の受給が制約されることはない。」と指摘した。⁽⁴⁾

同裁判所は、「財産の衡平分配や扶助料の支給をする時には、予審裁判所は、広範な自由裁量権を行使している。我々は、生計を維持した配偶者に対して支給されるべき扶助料や分配されるべき財産の量を、精密な公式によって決定することによって、この自由裁量権を侵害することには気が進まない。」としつつも、⁽⁵⁾ 生計を維持した配偶者に対する適正な補償の総額を決定する際、以下の要件を考慮する必要があるとして、列挙した。⁽⁶⁾

- (1) 授業料や入学金や書籍代および文具代を含む、直接的な教育費として支出された共有財産の総額。
- (2) 学生配偶者が学業に従事しなかったと仮定した場合に予想される婚姻共同体の収入。
- (3) 生計を維持していた配偶者が放棄した教育あるいは職業の機会
- (4) 各配偶者の将来予測される所得

最高裁判所は、予審裁判所のWashburn判決は生計を維持した妻に対する補償が全く考慮されていないとして差し戻したが、⁽⁷⁾ Gillett判決については、年間\$1の扶助料の支給という点のみを破棄した外は、予審裁判所の判断を肯定した。

この最高裁判所の判決には、少数意見としてのRosellini判事の反対意見が述

べられている。反対意見は、学位取得から生じる所得能力の増加は、婚姻解消時に当事者間で分配されるべき財産であるとする。^⑧ その理由として、ワシントン州の裁判所は、離婚の際に営業権や年金権を分配すべき財産と判示しており、所得能力の増加は、これらと同視できることを挙げている。^⑨ また、多数意見が、妻の教育に対する貢献の評価を償還すべき額に限定していることに反対し、婚姻時と離婚時または別居時の学生配偶者の所得を比較し、その増加額を基準として、分配額を決定すべきであると述べている。^⑩

(1) 677 P. 2d at 157

(2) *Id.* at 158

(3) *Id.* at 157

(4) *Id.* at 158

(5) *Id.*

(6) *Id.* at 159

(7) *Id.* at 161

(8) *Id.*

(9) *Id.* at 162-64

(10) *Id.* at 165

判決の意義と限界

さて、メディカル・スクール・シンドロームの問題を、Washburn判決は、合理的に解決することができたであろうか。以下、判決の内容を検討することにした。

まず、判決は、学位の財産性に関する判断は回避した。この点は、従来のアメリカの各州でメディカル・スクール・シンドローム固有の問題として、争われてきた。ところが、Washburn判決は、この問題を「抽象的な問題」であるとして、直接回答することを避けた。なぜ、判決はこのような態度を採ったのであろうか。その意義を明らかにするために、これまでの各州の代表的な判例を概観することにした。

さて、この問題に関するこれまでの各州の判例は、2つに大別することがで

きる。⁽¹⁾ 学位の財産性を肯定するものと否定するものである。

前者は、さらに、2つに細分される。1つは、Woodworth判決⁽²⁾で明らかにされた学位自体を財産とみなす考え方である。ミンガン州の上訴裁判所は、この問題は、「婚姻を解消する当事者間で、どのように財産を分配することが最も望ましいかという観点から」解決すべきであり、従来の伝統的な「財産」の概念に拘束されるべきではないと述べた。⁽³⁾ そして、両当事者が学位の取得に貢献しているとして、学位は婚姻中に形成された財産であるとした。そして、学位を財産とみなすことは、「決して、投機的な評価をすることにはならない。学位の保持者は、職業を変更したり、裁判所の予測よりも実際には低い収入しか上げられないかもしれないし、また、死亡することもあるかもしれない。しかし、裁判所は、不法行為や労働災害などの補償を行う際に、将来の収入を算定することには熟練していることが証明されている」とし、⁽⁴⁾ 「学位の保持者が従事すると予想される職業によってもたらされる収入から、当事者が、そのような学位がないと仮定して働いた場合に予想される収入を減じた」額を、学位の価値であると判示した。⁽⁵⁾

もう1つの考え方は、学位自体を財産とはみなさないけれども、学位取得がもたらす稼働能力の増加を財産として扱う見解である。この理論は、法学の学位と弁護士免許によってもたらされる所得能力の潜在的な増加は、離婚の際に分配される財産として評価されるというHorstmann判決で、アイオワ州の最高裁判所が述べたものである。⁽⁶⁾ Horstmann夫婦は結婚後、妻は大学を退学し、夫がロー・スクールで学ぶ間、銀行の出納係として働いていたが、婚姻中の収入の大半を、夫が法学教育を受けるために費やしており、その生活水準は非常に低く、全く貯蓄がなかったということを裁判所は認定し、⁽⁷⁾ 働いていた配偶者は、扶養してもらっていた配偶者の所得能力の将来的な増加に関しては、財産として持分を有するという判決を下したのである。

学位の財産性を否定する見解もまた、2つに区分される。1つは、Graham判決⁽⁸⁾に代表される考え方で、学位の財産性を否定し、かつ、一切の補償を否定するものである。Graham事件では以下のような事実が認定された。妻は、婚姻中は、スチュワードレスとして働き、彼女の収入は、夫婦の婚姻中の所得のほぼ

70%を占めていた。婚姻中、夫は、パート・タイムの労働に従事し、その間に、学士号と経営管理学修士号を取得した。当事者は、学位を除いて、他に全く実質的な財産を蓄積していなかった。⁽⁹⁾ コロラド州の最高裁判所は、学位は離婚時に分配の対象となる財産ではないと判断する理由を、次のように述べている。「学位は、財産の概念を拡大解釈しても、その中に包含することはできない。それは、市場における交換価値も、譲渡価値も持っていない。それは、一身専属的なものである。学位は、所持者の死亡とともに消滅し、相続することはできない。それは、譲渡したり、売却したり、移転したり、担保に附したりすることもできない。取得された学位は、これまで受けた長年の教育の累積であり、勤勉な努力と結合したものである。学位は、単に、金銭の出費によって獲得されるものではない。それは、将来、財産を取得することを潜在的に助長する知的な業績である。我々の見解によれば、学位は、語の一般的な意味における財産の属性を全く有していないのである。」⁽¹⁰⁾ この事件では、妻は、扶助料の請求をすることなく、学位の価値を婚姻財産として、衡平に分割することを請求していたため、⁽¹¹⁾ 妻には、その貢献に対する補償が全く与えられないという結果となったのである。⁽¹²⁾

もう一つの考え方として、学位の財産性は否定しつつ、その取得に際しての配偶者の寄与に対しては、一定の補償をする必要があるとする判例には、以下のようなものがある。

まず、DeLa Rosa判決では、⁽¹³⁾ 学位を財産としては扱わないとしつつ、夫の勉学を経済的に援助した妻に対して、夫は賠償をしなければならないとされた。ミネソタ州の最高裁判所は、婚姻生活に対する妻の経済的な貢献は、夫婦で将来高い水準の生活を送ることができるという期待の下になされたものであるとし、働いていた配偶者に対しては、衡平の見地から、救済のための賠償がなされなければならないとした。⁽¹⁴⁾

つぎに、ニュージャージー州の最高裁判所は、空軍を退職した夫が経営学管理修士号を取得するため、学業に従事している大半の期間、妻が生活費を負担したMahoney事件で、⁽¹⁵⁾ 学位を財産とみなすことはできないが、⁽¹⁶⁾ 夫が大学院に在学している間、家族の生計を維持していた妻を放置することは、正義に反

すると述べる。⁽¹⁷⁾ なぜならば、「生計を維持していた配偶者は、両方の配偶者が、専門的な資格や学位から生み出される利益を享受することを期待して、夫の専門的な教育に対して、経済的な貢献をしている」からである。⁽¹⁸⁾ そして、妻を救済するために損害賠償としてのアリモニーという概念を導入し、裁判所は、「損害賠償としてのアリモニーは、配偶者の教育に向けられたあらゆる経済的な寄与、すなわち、生活費、学費、通学費、および、学位や資格を取得する上で、それを援助した配偶者が使った資金のすべてを含めるべきである。」⁽¹⁹⁾ と判示している。

これらの見解は、それぞれ、次のような評価を受けている。

まず、学位あるいは稼働能力を財産とみなす方法は、その評価自体、極めて投機的であると批判されている。⁽²⁰⁾ そして、このような方法が採られると、特定の職業に従事することを夫に強制することになり、夫の人格的自由を過度に制限することになると指摘されている。⁽²¹⁾ また、学位から生み出される潜在的な稼働能力を財産として評価すべきだという見解に対しては、このような処理は、実際には、夫の離婚後の所得を分割することになるという批判がなされている。⁽²²⁾ したがって、このような方法は、寄与した者にとっては、十分な救済を受けられることを意味するが、学位取得者は、著しい不利益を受けるのである。

これに対して、学位の財産性を否定する見解の中で、一切の補償を否定するものは「離婚時には、他に財産がないため、夫を扶養してきた妻は全く財産を持たないで放置されることになる」⁽²³⁾ と批判されている。そして、妻の長年の貢献に対して、全く補償がなされないという著しく正義に反する結果を招来すると批判されている。⁽²⁴⁾

また、学位の財産性を否定しつつ、一定の補償をする見解は、配偶者に対する支給額が少ないため、極めて不十分であるとされる。⁽²⁵⁾

さて、Washburn判決は、学位を財産として処理するかどうかについては、積極的な回答は与えていない。この点について、判例は、「学位が財産かどうかという抽象的な問題に取り組むつもりはない。しかしながら、我々は、一切の補償を否定している裁判所の列に加わるつもりもない。」⁽²⁶⁾ と述べているに過ぎない。そして、ワシントン州の財産分配法の下では「生計を維持した配偶者に

対して、裁判所は柔軟な方法で、適正な補償をすることができる」⁽²⁶⁾と述べ、その根拠として、「ワシントン州の婚姻解消法は、財産と債務の分割は、それが特有か共有かという観点からなすのではなく、当事者の経済的な状況を考慮に入れて、正義と衡平の見地から行なうと明確に規定してある。」と指摘する。⁽²⁷⁾そして、特に考慮される必要のある要件として、前述した4つの要素を列挙しているのである。

このような判例の処理方法には、次のような批判が加えられている。まず、なぜ、学位を、分割の対象としての財産とみなすことができないかという理由が不明確であると指摘されている。考慮すべき要件の中には、将来の収入の予測を挙げており、このような事項は、学位取得から生じる潜在的な稼働能力を評価の対象とするのと同じではないかと思われるにもかかわらず、学位の財産性に関する判断を回避しているのである。

つぎに、補償の額は、実際には、直接に教育費として出費された範囲に限定されており、これは、妻に対する補償としては不十分であると批判されている。そして、このような救済の限界は、反対意見に表明されているような学位がもたらす稼働能力の増加自体を財産とみなせば、克服できると主張されている。⁽²⁸⁾

Washburn判決は、現実的な救済を図ろうとしつつ、学位が財産に該当するかどうかという根本的な問題の検討を回避したために、このような批判が加えられたのではないと思われる。

- (1) メディカル・スクール・シンドロームに関する判例の分類については、Moore, *supra* note 1, at 544, Herring, *supra* note 8, at 3-4. なお、この問題が生じるのは、離婚時に財産を分割または分配する法制を採用している州であるが、本稿で採り上げる州の判例は、いずれも、ワシントン州と同様に離婚時に財産を衡平に分配する法制が採られている州である。ここでは、離婚時に、財産を平等に分割する法制を採っている州の判例は除外してある。
- (2) Woodworth v. Woodworth, 337 N. W. 2d 332 (Mich. App. 1983)
- (3) *Id.* at 336
- (4) *Id.*
- (5) *Id.* at 337

- (6) *In re Marriage of Horstmann*, 263 N. W. 885 (Iowa 1978)
- (7) *Id.* at 887-91
- (8) *In re Marriage of Graham*, 574 P. 2d 75 (Colo. 1978)
- (9) *Id.* at 77
- (10) *Id.*
- (11) Graham事件で、妻が、夫の学位は婚姻財産であると主張したことが、この問題がアメリカで議論される端緒となったと指摘されている (Moore, *supra* note 1, at 547, Herring, *supra* note 8, at 2)。
- (12) 妻が扶助料の請求をしなかった原因は、コロラド州の扶助法では、請求者が自活能力があると認められる場合には、扶助料の受給資格が与えられないと考えたためと推測されている。Comment, *Family Law: Ought a Professional Degree be Divisible as Property upon Divorce?*, 22 WIL. MY. L. REV. 517, 528-9 (1983)
- (13) *DeLa Rosa, v. DeLa Rosa* 309 N. W. 2d 755 (Minn. 1981)
- (14) *Id.* at 758
- (15) *Mahoney v. Mahoney*, 91 N. J. 488, 453 A. 2d 527 (1982)
- (16) 裁判所は、その理由として、学位を財産として評価し、その価値を分配することは、実際には、将来の所得を分配することになると述べる。その上、学位の価値を財産として分配することは、婚姻中に形成された財産のみが分配されるとする衡平財産分配法の原理を破壊することになると述べている。しかも、評価自体が投機的な性質を帯びるという危惧を表明しているのである (*Id.* at 497, 453 A. 2d at 532)。
- (17) *Id.* at 491, 453 A. 2d at 532.
- (18) *Id.* at 491, 453 A. 2d at 533-34
- (19) *Id.* at 492, 453 A. 2d at 534
- (20) *DeWitt v. DeWitt* (98 Wis. 2d 44 at 58, 296 N. W. 2d 761 at 768 (1980)) 判決では、「教育を受けた者にとっての専門的な教育の現在および将来の価値は、予測したり、測定することが困難な要素に依拠している。一定の専門的な職業の資格を教育によって取得した者が、その職業に従事しない

ことを選ぶかもしれないし、その仕事で失敗するかもしれない。あるいは、本職にするかもしれない。また、開業する場所や方法によって、同業者よりも収入が低くなるかもしれないのである。教育の潜在的な価値は、これらの多くの理由によって、決して現実化されないであろう。選ばれた分野における学位保持者の成功の予想に基づいて定められた裁定額は、離婚後に、学位保持者が直面する現実とは全く釣り合わない」と指摘されている。

- (1) 学位の評価は、職業の強制になるとする見解は, Moore. *supra* note 1, at 549.
- (2) *Id.* at 552
- (3) Note, *Divorce After Professional School: Education and Future Earning Capacity May Be Marital Property*, 44 Mo. L. REV. 329. 333 (1979)
- (4) Herring, *supra* note 1, at 6
- (5) Note. *supra* note 1, at 914
- (5) Washburn, 677 P. 2d 152 at 157
- (6) *Id.* at 157
- (7) *Id.*
- (8) Washburn判決に対する批判としては, Comment, *Community Property: Compensation to A Supporting Spouse*, 19 GONZ. L. REV. 750 (1983/84), Comment, *Equitable Interest in Enhanced Earning Capacity: The Treatment of a Professional Degree at Dissolution*, 60 WASH. L. REV. 408 (1985)

まとめにかえて

さて、Washburn判決では、メディカル・スクール・シンドロームの問題を、学位が財産とみなされるかどうかという判断を棚上げにして、解決をはかろうとした。しかしながら、このような判例の態度は、理論的にも不明確であり、現実的な救済という点でも必ずしも十分なものではないように思われる。したがって、この判決は、過渡的なものと位置付けるべきであろう。

メディカル・スクール・シンドロームに関する判例の動向は、今後とも注目を要するように思われる。